

　貸出し用福祉車両の取り扱いについて

　橋本市社会福祉協議会では、福祉車両をお貸しするにあたり、下記の項目をご確認頂くとともに、安全運転の励行と取扱いについて十分なご注意をお願いします。

故障時の対応について

●当協議会就業時間　AM8：30～PM5:15は社協まで

●就業時間外や休日（土・日・祝）は、

・JAF会員・・・JAFロードサービス救援コール　 TEL ＃8139

・JAF会員でない場合・・・社協加入保険のロードサービスをご利用下さい。

損保保険ジャパン日本興亜株式会社　ロードアシスタンス専用デスク

TEL　0120-365-110（24時間365日受付）

**☑　欄　　　　　　　　　＜ ご 確 認 事 項 ＞**

* お貸しする車両のガソリン代等の実費はご利用者のご負担とさせて頂きます。

**返却時、ガソリンご使用分は入れて頂きますようお願いいたします。**

□　万一、事故等にあわれた際、ご利用者自身がご加入されている自動車保険（他車運転特約）を優先し、ご利用頂くことになります。詳しくは、現在ご加入の保険会社または代理店にお問い合わせを下さい。尚、ご利用者自身の自動車保険が使用できない場合のみ、当協議会自動車保険を使用します。

□　お貸しする車両の自動車任意保険の加入内容について。

　 ●対人賠償　無制限　●対物賠償　無制限　●搭乗者障害　１名3,000万円　●車両保険

□　事故等があった場合は事故の大小に関わらず必ず警察暑へ通報すると共に当協議会の方にもご連絡ください。

□　貸出し期間中の道路交通法違反（速度、駐車等）の呼び出しにつきましては、速やかに対処をお願い致します。ETCの不正通過等も行わないで下さい。

　 ① 駐車違反（車両放置）をしないでください。（駐車場をご利用下さい）

　 ② ご利用者は、道路交通法に定める違法駐車をした時は、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を納付するものとします。

　 ③ 万一当協議会が放置違反金等を支払ったときは、相当額をお支払いただくことがあります。

□　お貸しする車両の放置及びETCの不正通過、その他に関して警察その他関係各所から当協議会に照会があったときは、個人情報を提供することがありますので、予めご了承下さい。

□　貸出し期間中にお貸しする車両を転貸し、第三者に使用させる行為等は禁止します。

□　皆様に快適に乗って頂く為にも車内は **禁煙** になっています。ご協力をお願いします。

貸出し日　　　　　年　　　月　　　日 上記内容をご了承頂けましたら、ご署名下さい。

返却日　　　　　　年　　　月　　　日

ご署名

貸出し車両　 ノア・タント・フリード

橋本市社会福祉協議会　〒648-0072　橋本市東家1-3-1　TEL0736-33-0294

【車両使用時の注意事項】

・エンジンは、ブレーキを踏みながらかけてください。

・タント等車椅子車は、シートベルトが顔や顎に触れるおそれがあるので、保護の目的としてタオル等の用意をお願いします。

・ガソリンの種類

ノア（リフトくん）・・・軽油

タント・・・・・・・・レギュラー

フリード・・・・・・・レギュラー

・事故にあった時

社協加入の保険を利用する場合、報告に必要な保険内容は、車検証と一緒に車載しています。